

Securete サービス利用規約

本規約は、お客様（以下「甲」という。）と株式会社電通総研（以下「乙」という。）との間において、第2条に定義する本件サービスに関して、本規約を参照した契約（本規約を含み、以下「本契約」という。）が締結された場合、甲による本件サービスの利用に適用されるものとし、甲は、本契約に従い、本件サービスを利用するものとします。

第1条（本契約の成立）

本契約は、乙が用意し電子契約サービスを利用して甲に送信する注文書兼注文請書に、契約締結権限を有する甲の責任者による承認手続きがなされ、電子署名が行われた後、乙がこれを受信した時点で成立するものとします。なお、甲は、乙が認めた場合に限り、電子契約サービスを利用せず、乙所定の注文書兼注文請書に記名押印のうえ乙に交付することができるものとします。この場合、本契約は注文書兼注文請書への甲乙双方の記名押印が完了した時点をもって成立するものとします。

第2条（定義）

- 「本件サービス」とは、乙が提供するSaaS型セキュリティチェックシート回答提案サービス「Securete」を意味します。なお、乙は、本件サービスの提供にあたり、第三者が提供するAIによる自然言語処理（以下「AIサービス」という。）を利用します。本件サービスの提供において、顧客データは、甲向けの回答提案の作成及び精度向上を目的としたAIサービスの学習にのみ利用され、本件サービスの他の利用者への回答提案及び精度向上等、その他の目的には利用されません。
- 「本ユーザ」とは、甲の役職員、又は甲の事業所内において甲のために業務を遂行する派遣社員若しくは業務委託先の社員であって、甲が本件サービスを利用することを承認したユーザを意味します。なお、ユーザ数の上限は本契約上に定めるものとします。
- 「顧客データ」とは、本件サービスの利用にあたり、甲が乙に対して提供するセキュリティチェックシートの回答実績及び回答基準、乙が甲に提示する回答提案並びに乙の回答提案を踏まえて甲が作成したチェックシート、その他甲が本件サービスに提出した個人情報などの電子データを意味します。
- 「利用データ」とは、本件サービスの提供に伴い乙が取得するログ、メタデータ、性能指標等の技術的データを意味します。
- 「統計情報」とは、顧客データ又は利用データを、特定の個人又は法人（顧客を含む。）を識別し得ない形に匿名化・集計加工したデータを意味します。
- 「サービス開始日」とは、本契約に定める本件サービスの開始日を意味します。

第3条（本件サービスの利用）

- 甲は、本契約に基づく本件サービスの提供期間中、本件サービスを本契約に定める条件において利用することができます。
- 甲は、本契約の定めに従い、本件サービスを本ユーザに利用させることができるものとします。甲は、本件サービスを本ユーザに利用させるにあたり、本ユーザに対し、本契約に基づき自らが負う義務を遵守させるものとします。なお、本件サービスの利用における本ユーザの行為は、全て甲による行為とみなされるものとします。

3. 甲は、本件サービスの利用にあたり、以下の各号の責任を負うものとします。
 - (1) 本契約の定めを遵守すること
 - (2) 本件サービスの利用のために使用するアカウントの適切な管理を含め、本件サービスについて不正アクセス又は不正利用を防止する商業上合理的な注意を払い、不正アクセス又は不正利用を発見したときには、速やかに乙に通知すること
 - (3) 本件サービスを甲自身の事業に供する目的に限定して利用すること
 - (4) 顧客データを不正アクセス又は不正利用から保護するため、暗号化技術を使用すること、及び顧客データの適切なセキュリティ、保護及びバックアップを維持するため自ら必要な措置を講ずること
4. 甲は、以下のことを行ってはなりません。
 - (1) 本件サービスを本ユーザ以外の者に利用させること
 - (2) 本件サービスを、権利侵害、名誉毀損その他の違法若しくは不法な内容を保存若しくは送信するために利用すること
 - (3) 本件サービスを、悪質なコード（ウィルス、ワーム、時限爆弾、トロイの木馬等、プログラムの実行やデータの保存に悪影響を及ぼすコードをいう。）を保存若しくは送信するために利用すること
 - (4) 本件サービスの性能を妨害又は混乱させること
 - (5) 本件サービス、又はそれに関連するシステム若しくはネットワークに対する不正アクセスを試みること
 - (6) 本件サービスの派生物を作成すること
 - (7) 本件サービスの一部若しくは全部又は本件サービスにより乙が提供するコンテンツを複製すること
 - (8) 本件サービスのリバースエンジニアリングをすること
 - (9) 前各号に定める他、本契約の定めに違反して本件サービスを利用すること
5. 甲は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに乙に通知するものとします。
6. 乙は、本件サービスの利用に関して、甲の行為が第4項各号のいずれかに該当するものであること、又は甲の提供した情報（顧客データを含む。）が第4項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に甲に通知することなく、本件サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第4項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。甲の当該行為又は提供情報により、乙が第三者より何らかの請求を受けた場合、次の全ての条件を満たす場合に限り、甲は乙を防御し、敗訴判決又は和解が確定した場合には乙の当該第三者に対する損害賠償金額及び合理的な費用（合理的な弁護士費用を含む。）を負担します。但し、乙は、甲の行為又は甲が提供又は伝送する（甲の利用とみなされる場合を含む。）情報（顧客データを含む。）を監視する義務を負わないものとします。
 - (1) 乙が甲に対し、請求の事実及び内容を速やかに書面（電子メールによる場合を含み、以下同じ。）にて通知すること
 - (2) 乙が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、甲に実質的な参加の機会及び決定の権限を与え、かつこれに合理的に必要な援助をすること

第4条（管理責任者の設定）

甲は、サービス開始日までに、本件サービスの利用に係わる管理責任者（以下「管理責任者」という。）を定め、その氏名及び連絡先を乙に通知するものとします。管理責任者に変更が生じた場合も、速やかにその旨並びに新任管理責任者の氏名及び連絡先を乙に通知するものとします。

第5条（対価）

1. 本件サービスの利用の対価（以下「サービス利用料」という。）は、本契約に定めるとおりとします。サービス利用料は初期費用、月額料金、従量料金により構成され、それぞれの支払条件については、本契約上にて別途取り決められるものとします。乙は、効力発生日の60日以上の予告期間において甲に通知することにより、サービス利用料を変更することができるものとします。但し、本契約の契約期間が有期の場合、変更後のサービス利用料は、効力発生日以降の契約期間更新時より適用されるものとします。
2. 初回の月額料金が発生する前に、乙の責めに帰さざる事由により本契約が解約された場合、解約時点で初期費用が請求されます。
3. サービス利用料の支払いは、乙が書面により承諾した場合を除き、乙が依頼するストライプジャパン株式会社（以下「ストライプジャパン」という。）が提供する決済システム「Stripe」を通じて行うものとし、甲は、ストライプジャパンから交付される請求書に従い、ストライプジャパンに対してサービス利用料を支払うものとします。Stripeによる支払いに関する手続は、乙が提示する資料（本件サービスのウェブサイトに掲載する資料を含む。）及びストライプジャパンのウェブサイト等に定めるとおりとします。なお、決済システム「Stripe」の利用料は乙が負担し、サービス利用料の支払い決済に要する手数料は甲の負担とします。
4. 甲によるサービス利用料の支払が遅延した場合、乙は、当該債務が全額支払われるまで、甲に対する本件サービスの提供を停止することができるものとします。
5. 本件サービスの提供期間中において、第3条第6項又は次条第1項に定める本件サービスの提供の中止、停止その他の事由により、甲が本件サービスを利用することができない状態が生じたときでも、甲は、サービス利用料の支払義務を免れないものとします。

第6条（本件サービスの停止）

1. 以下の各号の場合、乙は本件サービスの提供を停止できるものとします。
 - (1) 本件サービスまたは本件サービス環境について管理、メンテナンス、バージョンアップ等の作業を行う場合
 - (2) 本件サービスに関わる電気設備、通信設備、その他の設備に障害が発生した場合
 - (3) 電力会社、通信事業者から電力や通信サービスの提供を受けることができなくなり、安定的な本件サービスの提供が困難となった場合
 - (4) AIサービス、その他本件サービスの提供にあたり利用される第三者が提供するソフトウェア、プログラム、プラットフォーム、ネットワークまたはサービスの提供が中断した場合
 - (5) 上記の他、合理的な支配を超える天災地変その他の不可抗力事由により、本件サービスの提供が困難となった場合
 - (6) 本件サービス環境に対する不正行為や攻撃などのセキュリティリスクを管理または防止するための作業を行う場合
 - (7) 甲による本件サービスの利用が他のお客様へのサービスの提供に悪影響を及ぼす可能性があると合理的に判断する場合
2. 前項の場合、乙は、3営業日以上の予告期間において、電子メール等により管理責任者にその旨通知するものとします。但し、緊急を要する場合には、乙は、事前の通知なく本件サービスを停止することができるものとします。この場合、乙は事後速やかに、管理責任者に電子メール等により報告するものとします。なお、当該停止により甲が損害を

被った場合でも、乙は何ら責任を問われないものとし、かつ当該停止期間中であってもサービス利用料は減額されないものとします。

第 7 条（トラブル発生時の措置）

本件サービスの提供が正常に行えなくなる障害が発生したときは、乙は速やかに管理責任者にその旨を通知するとともに障害の原因調査を行うものとします。

第 8 条（保証及び責任の範囲）

1. 乙は、善良なる管理者の注意をもって本件サービスを提供するものとします。甲の依頼から回答提案までの目安は 3 営業日としますが、当該目安は、本件サービスに関する乙の努力目標を定めたものであり、目標未達の場合でも、乙は損害賠償その他如何なる責めも負わないものとします。
2. 乙は、本件サービスの提供にあたり、商業上合理的なセキュリティ対策を施すことを保証します。
3. 乙は、本条に定める保証を除き、本件サービスが利用者の要求を満たすこと、本件サービス若しくはその一部が何ら中断されることなく、一切のエラーを伴わないこと、顧客データが安全であり、消失、破損等しないこと、並びに回答提案の正確性、品質、完全性、合法性等を含む、全ての保証を行いません。甲は、本件サービスの欠陥、中断、顧客データの消失等により引き起こされる危険に備えて、バックアップの取得等の適切な予防手段を講じるものとします。
4. 本契約における乙の甲に対する損害賠償限度額は、請求原因の如何にかかわらず、当該損害賠償事由の発生日の直前 12 か月間に、本契約に基づき乙が甲より受領したサービス利用料相当額を限度とします。また、乙が負う損害賠償の範囲は、直接、現実かつ通常の損害に限定され、特別の事情から生じた損害、逸失利益、及び第 9 条第 2 項の場合を除く第三者からの損害賠償請求に基づく損害については免責されるものとします。
5. 甲による損害賠償請求は、当該損害賠償事由の発生日から 30 日以内に行わなければ請求権行使することができないものとします。
6. 前二項による責任の制限は、乙の故意又は重過失による場合及び乙のみの責めに帰すべき事由により発生した人身傷害に対する賠償責任には適用されません。
7. 本規約は、本件サービスの提供に関する乙の保証及び責任の全てを定めたものであることを甲及び乙は了解します。

第 9 条（知的財産権等）

1. 甲は、本件サービスが乙の財産であり、かつその一切の知的財産権は乙に帰属していることを了解します。
2. 甲による本件サービスの利用が第三者の日本国における特許権、商標権、著作権その他の知的財産権を侵害しているという理由に基づき甲が第三者より請求を受けた場合、次の全ての条件を満たす場合に限り、乙は甲を防衛し、敗訴判決又は和解が確定した場合には、第 8 条の規定に従い、乙の当該第三者に対する損害賠償金額及び合理的な費用（合理的な弁護士費用を含む。）を負担します。但し、乙の責めに帰さざる事由による場合は、この限りではありません。
 - (1) 甲が乙に対し、請求の事実及び内容を速やかに書面にて通知すること
 - (2) 甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に実質的な参加の機会及び決定の権限を与え、かつこれに合理的に必要な援助をすること
3. 甲が次の各号の一に該当する場合には、乙は本条記載の責任を負わないものとします。

- (1) 乙所定の稼働環境で利用すれば回避できる場合に、それ以外の稼働環境で本件サービスを利用したことを理由として請求がなされた場合
 - (2) 乙以外の者により提供されたサービス又はソフトウェアを本件サービスとともに結合、操作又は利用したことを理由として請求がなされた場合
 - (3) 甲が本契約に違反して本件サービスを利用したとき
4. 本条は、知的財産権侵害に関する乙の責任の全てを規定したものです。

第 10 条（免責）

1. 本契約に関して乙が負う責任は、請求原因の如何を問わず、第 8 条及び第 9 条の範囲に限られるものとし、乙は、以下の各号の事由により甲に発生した損害については、債務不履行責任、契約不適合責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災地変その他の不可抗力
 - (2) 顧客データの消失、破損等による損害
 - (3) 本件サービスの応答等における、インターネット等の通信回線の性能値に起因する損害
 - (4) 甲が本契約を遵守しないことに起因して発生した損害
 - (5) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (6) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え、捜索、検証）、犯罪捜査のために通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
 - (7) ID 及びパスワードの偽装、盗用、不正使用、無権限使用等により発生した損害
2. 乙は、甲が本件サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等について、第 9 条第 2 項に規定する場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第 11 条（再委託）

乙は、自らの責任において本件サービスの実施を第三者（以下「再委託先」という。）に再委託することができるものとします。この場合、乙は再委託先に対し、第 14 条及び第 15 条に基づき乙が負う義務と同等の義務を負わせるものとします。

第 12 条（データの利用）

1. 顧客データの権利は当該データを作成した当事者に帰属するものとします。
2. 本契約が終了した場合、乙は 60 日以内に、本件サービスに登録または保存された顧客データを削除するものとします。但し、乙は、当該期間経過後も、統計情報及び利用データを保持することができるものとします。
3. 乙は、甲に権利が帰属する顧客データについて、第 2 条第 1 項に定める AI サービスの学習の他、本件サービスの提供・保守、甲のセキュリティチェックシートの回答精度向上及び品質改善の目的に限り利用できるものとします。
4. 乙は、甲に提示した回答提案について、甲がセキュリティチェックシートを回答するために必要な範囲内において、利用（著作権法に基づく複製権、翻案権等の著作物を利用する権利をいう。）を許諾するものとします。
5. 乙は、顧客データ及び利用データを基に統計情報を作成し、業界動向の把握、ベンチマーク、サービスの企画・改善、ホワイトペーパー・レポートの作成及び公表の目的で利用し、第三者に提供することができるものとします。

第 13 条（利用上の地位の譲渡禁止）

乙の書面による承諾を得ることなく、甲は、本契約に基づき本件サービスを受ける地位を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならないものとします。

第 14 条（秘密保持）

- 「秘密情報」とは、一方当事者（以下「開示者」という。）が他方当事者（以下「受領者」という。）に、口頭又は書面で開示する全ての秘密の情報であって秘密であると指定されたもの、又は情報の性質及び開示の状況から合理的に秘密であると理解されるものを意味します。但し、秘密情報には、以下の情報は含まれないものとします。
 - 開示者に対する義務違反なく、公知であるか又は公知となった情報
 - 開示者に対する義務違反なく、開示者による情報開示前に受領者が知得していた情報
 - 開示者に対する義務違反なく、受領者が第三者から受領した情報
 - 開示を受けた秘密情報に拠らず受領者が独自に開発した情報
- 開示者が書面で別段の許可をした場合を除き、受領者は、開示者の秘密情報を、善良な管理者の注意をもって管理し、本契約の目的にのみ使用するとともに、第三者に開示、漏洩しないものとします。
- 前項の定めにかかわらず、受領者は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示が要請された情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対して開示することができるものとします。この場合、受領者は、関連法令に反すること、その他相当の事情がない限り、開示する旨を当該開示前に開示者に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後速やかにこれを行うものとします。
- 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとします。
- 本条の規定は、期限の定めなく前項に基づく次条の適用が存続することを除き、本契約の終了後も 3 年間に限り有効に存続します。

第 15 条（個人情報の取扱いについて）

- 甲は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。その後の改正を含む。）、その他適用ある法令及びガイドライン等（以下「個人情報保護法等」という。）に従い適法に取得した個人情報に限り、本件サービスに関連して乙に提供することができるものとします。
- 乙は、甲向けに本件サービスを提供するために必要な場合、又は法令の定め又は権限ある官公署からの開示要請への対応のために必要な場合を除き、顧客データに含まれる個人情報に一切アクセスしないものとします。
- 乙は顧客データに含まれる個人情報について、個人情報保護法等の定めに従い、適切に取り扱います。
- 本条の規定は、本契約の終了後も有効に存続します。

第 16 条（契約期間）

- 本契約は、本規約に基づき解約されない限り、本契約に定める本件サービスの提供期間中、有効に存続するものとします。
- 契約期間が有期の場合、期間満了月の前月末日までに、乙所定の契約不更新手続を行わない場合は、提供期間はすべて 1 年間とし、同期間相当のサービス料金（当初の有期契約期間が 1 年ではない場合、当該当初の有期契約期間の 1 か月当たりの料金に 1/2 を乗じた金額を更新期間のサービス料金とする。）が適用される他は、同一条件をもって本契約は更新されるものとし、以後も同様とします。

第 17 条（契約の解約）

1. 甲は、当月末日までに乙所定の解約手続を行うことにより、翌月末日をもって本契約を解約することができます。
2. 乙は、甲に対して 30 日前に書面にて通知することにより、本契約を解約することができます。
3. いずれの当事者も、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反し、相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、なおその期間内に是正しないときは、本契約を解約することができます。
4. いずれの当事者も、相手方が以下の各号の一に該当した場合には、事前に何らの通知催告をすることなく、本契約を解約することができます。
 - (1) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - (2) 差押、仮差押又は競売の申し立てがあったとき、若しくは租税滞納処分を受けたとき
 - (3) 破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申し立てがあったとき、若しくは、清算にはいったとき
 - (4) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
5. 本契約が解約された場合においても、解約の事由が明らかに乙の責めに帰する場合を除き、甲は、既支払分の料金の返還を請求し得ないものとし、未支払分の料金がある場合には、これを直ちに乙に支払うものとします。

第 18 条（本規約の変更）

1. 乙は、本規約について、必要に応じて全部又は一部を変更する場合があります。この場合、変更が甲を含む本件サービスの利用者の一般的の利益に適合し、又は変更が本規約の目的に反せず、変更の必要性及び変更後の内容の相当性等の事情に照らして合理的なものと認められる場合には、変更後の本規約及び効力発生日について、事前に乙が運営するウェブサイトで周知することにより、本規約を変更することができるものとします。
2. 本規約の変更が前項の要件を満たさない場合には、変更後の本規約の適用について、甲の同意を得るものとします。

第 19 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、本契約が存続する間、互いに相手方に対し、自己又は自己の役員若しくは経営に実質的に関与している使用人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業又はその関係者、その他反社会的勢力（以下総称して「暴力団等」という。）ではないこと及び暴力団等の維持又は運営に協力又は関与していないこと、並びに自己の経営に暴力団等が関与していないことを表明し、保証します。
2. 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに定める事由に該当する場合、相手方に対する何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
 - (1) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐欺、脅迫的言辞、業務妨害行為、名誉・信用の毀損、不当要求行為などの行為をした場合
 - (2) 役員若しくは経営に実質的に関与している使用人が、暴力団等であることが判明した場合又は暴力団等の維持又は運営に協力若しくは関与していることが判明した場合、あるいは自己の経営に暴力団等が関与していることが判明した場合
3. 前項に基づく解約権を行使した当事者は、当該解約により相手方に損害が生じても、これによる損害賠償責任を一切負わないものとします。

第 20 条（不可抗力）

支払時期が到来した支払義務の履行を除き、甲及び乙は、天災地変、労働争議、暴動、戦争行為、法令の制定・改廃、テロリズム、疫病、感染症、輸送機関・通信回線等の事故、サイバー攻撃、その他その合理的支配を越える事由により本契約上の義務の履行が遅滞又は不可能となった場合、それにより相手方に生じた損害については免責されるものとします。

第 21 条（完全合意）

本契約は、本契約の締結日現在における甲及び乙の合意の全てを規定したものであり、本契約締結前に甲と乙との間でなされた協議、相手方に提供された資料、その他の申し入れ等の内容が本契約と抵触又は矛盾する場合には、本契約の定めが優先するものとし、甲と乙間の唯一の合意を構成するものとします。

第 22 条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 23 条（協議）

本契約に定めのない事項、又は解釈上の疑義が生じた場合は、甲及び乙が信義誠実の原則に従って協議し、定めるものとします。

以上